

要領様式第2号

出張報告届

令和元年11月29日

吹田市議会議長様

会派名 民主・立憲フォーラム

出張者氏名 木村 裕



(印)

(印)

(印)

(印)

(印)

下記のとおり出張したので届け出ます。

記

出張先	研修 中野サンプラザ		
期間	令和元年11月26日		
出張の成果	別紙のとおり		
備考		認印	会派代表者

吹田市議会議長様

11月29日

受付

公契約条例について

講師 多摩市公契約審議会会長 古川景一弁護士 2019.11.26 中野サンプラザ会議室

多摩市の公契約条例について

平成21年9月30日、全国に先駆け千葉県野田市が公布したいわゆる公契約条例は、平成23年4月には川崎市が公契約に関する条項を加えた契約条例を施行している。

多摩市においても、発注する請負契約において、その契約に伴う業務に従事する者の適正な賃金や労働条件を確保し、労働者の生活の安定を図り、公共工事及び公共サービスの質の向上に資するとともに、地域経済及び地域社会の活性化に寄与するために、平成24年4月からの施行をめざして条例制定に取組んできた。

この条例で規定しようとしている公契約とは、市が発注する公共工事や業務委託等に従事する労働者の適正な労働条件を契約事項に加えた契約のことをいい、公契約の規定については、対象とする範囲を定め下記の契約に適用することとした。

(1) 予定価格が5000万円以上の工事請負契約

多摩市が契約している工事請負費の予算総額は平成22年度では、約27億円で約450件だが、このすべての契約に従事する者の賃金等を確認することは、事務的に困難であることから、過去の工事請負費総額に対する割合の平均で50%以上を確保できることとなる5000万円以上のものを対象とした。

(2) 予定価格が1000万円以上の業務委託契約のうち、一定の業種・種目のもので、多摩市が契約している委託料の予算総額は平成22年度では、約49億円、件数は約860件だが、工事請負費と同様、このすべての契約に従事する者の賃金等を確認することは困難であることから、過去の委託料総額に対する割合の平均で50%以上を確保できることとなる1000万円以上のものを対象とすることとした。

この一定の業種とは、契約金額のうち人件費の占める割合が高いと思われる業種で、各施設等の清掃業務、各施設等の維持管理業務、可燃物等収集運搬業務、子育て支援業務、高齢支援業務、障がい者支援業務（障がい者福祉センター事業、通所訓練事業、デイサービス事業、支援センター事業、就労支援事業）などがある。

また、本条例の適用される労働者の範囲は次に掲げる者を対象と考えている。

- (1) 受注者及び下請負者（二次下請以下の業者を含む）に雇用され、公契約に係る業務に従事する者
- (2) 労働者派遣法の規定により公契約に係る業務に派遣された者
- (3) 自らが提供する労務の対価を得るために、受注者又は下請負者との請負の契約により公契約に係る業務に従事する者（いわゆる一人親方）

次に、本条例の対象となる公契約における賃金の最低額を定める上での基準は次の基準を適用することとした。

(1) 工事請負契約

農林水産省及び国土交通省が毎年度作成する東京都の職種ごとの「公共工事設計労務単価」×90%

「公共工事設計労務単価」は毎年、公共事業労務費調査に基づき、51職種に定められており、公共工事の工事費の積算に用いられる。

(2) 業務委託契約

多摩市における生活保護基準（895円）業務委託契約には、工事のような職種ごとの客観的な数値がなく、このため、多摩市では19の単身者の生活保護基準を基に算出した。

本条例の対象となる工事や業務委託に携わる全ての労働者について受注者（元請業者）はもとより下請業者等の受注関係者が労働者に支払った賃金等の額が最低賃金を下回ったときには、その差額分の賃金等について、受注者が当該受注関係者と連帶して支払う義務を定めることになっている。

多摩市は、受注者等の条例の遵守状況について確認をするため、受注者が労働者等の氏名、従事する職種、従事した時間、賃金等の額及び支払われるべき日その他規則で定める事項を記載した台帳を作成し、市長が指定する期日までに報告しなければならないと定めることとしている。

また、条例の適用される労働者からの申出があった場合や市が必要と認める場合には受注者又は受注関係者に対して報告、事業所への立ち入り、関係者への調査をできること等を定めている。

受注者又は受注関係者がこの条例に違反していると認められるときは、下記のような是正措置等を講ずることも定めている。

（1）調査、報告、立入検査等の結果、受注者又は受注関係者がこの条例に違反していると認められるときは、是正するために必要な措置を講ずることを命じる。

（2）受注者又は受注関係者が命令に従わないとき、報告をしなかったり、虚偽の報告をしたとき等には、当該契約の解除、公表をする。

このように多摩市の公契約条例はすでに始められている関東周辺の各自治体の内容を吟味しながら最低賃金や虚偽報告の際の契約解除など現場に則した形になっていた。

地方自治体では総務省の方針に基づいて公共サービスを維持するためにAIロボティクスを活用するなどのスマート自治体への転換に向けて模索をしており、政府では予算化するなどして全国の自治体へのRPA導入をも支援している。

特に関東圏の自治体では、2010年頃から運用を開始しており、税務関係、財務関係などから導入しているが、その後も福祉関係、国保医療関係にも導入している。

公共工事をはじめ、指定管理者制度など自治体が外部発注する際、最低賃金ではなくそれ以上の賃金で積算するのは当然で、労働報酬等審議会に諮問し、答申に基づいて執行しており、吹田市でも公共工事、業務委託、指定管理者制度などの外部発注について適正な労働賃金や労働環境の整備に積極的に取り組む事業者を育成するためにも公契約条例の早急な制定が求められる。